

文化振興基本計画の改訂イメージ

1 計画改訂の趣旨

文化振興基本計画は、平成 19 年 4 月に施行された文化振興条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、平成 20 年 3 月に策定され、その後、踏襲することを基本とする改訂を経て、平成 26 年 4 月から平成 33 年度（令和 3 年度）まで当該計画を進めてきました。

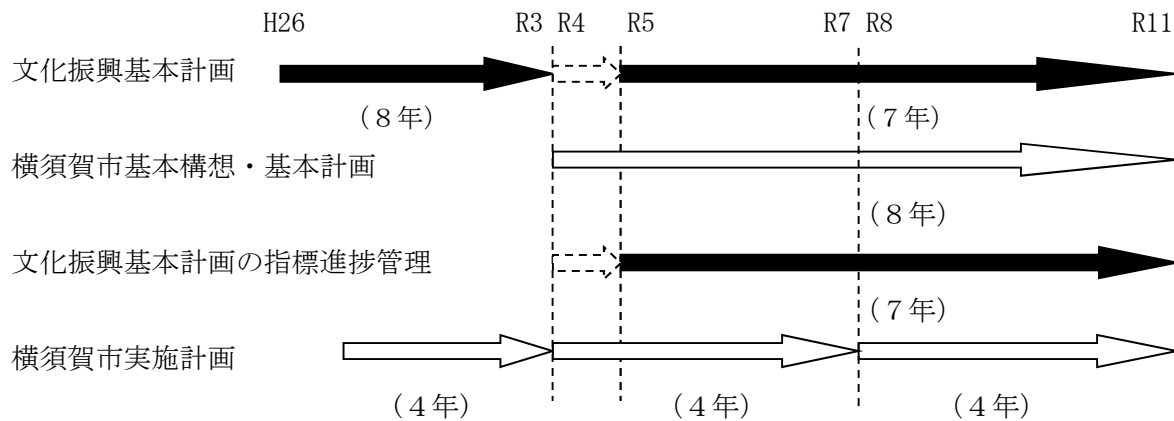
令和 4 年度から更なる計画をスタートさせる予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた文化振興審議会の開催見送りなどの影響により、計画期間を 1 年延長して令和 5 年度から次期計画をスタートさせることとしました。

なお、「基本計画」については、文化は世代を超えて受け継がれるものであり、長期的視点に立ち、推進していかなければならない観点から、文化振興基本計画に基づく現行の計画を踏襲することを基本とする「改訂」として引き続き策定していく予定です。

2 計画期間について

「基本計画」については、長期的視点に立つ必要性と市基本構想・基本計画との整合性を考慮し、令和 5 年度～令和 11 年度までの 7 年間の計画期間 とします。

「指標の進捗管理」については、具体的な文化の振興施策を明示した実施計画にあたるため、市実施計画との整合性を考慮して策定します。



名称	計画期間	現状	方向性
文化振興課基本計画	2014～2021	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナで文化を取り巻く環境の変化が不透明であったため、2021 年度に次期計画を策定できなかった。 ・2022 年度は現行の計画と新基本構想・基本計画に基づき施策検討・事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022 年度に文化振興審議会に諮問して 2023～2029 の計画を策定する予定